

ガス警報器緊急設置支援事業に係る質問回答

	質問事項	回答
1	・公募要領 5 補助金の交付要件等 (1) 補助額 イ 補助金の執行にあたり、執行団体から申請者へ補助金を支払うスキームとなっていますが、鳥取県様から執行団体への補助金交付について、「事業期間中に概算払いを受けること」は可能でしょうか。 また、概算払いが可能な場合、 ・実施回数 ・支払時期（事業開始時、月次、四半期ごと等） ・交付額の考え方 についてご教示ください。	本事業については、精算払いを原則としますが、事業の円滑な遂行のために必要と認められる場合には、事業期間中の概算払いも可能です。概算払いを行う場合の具体的な実施回数、支払時期及び交付額については、執行団体における資金需要、間接補助事業者への補助金の執行見込み等を踏まえ、県と協議の上、決定することを想定しています。
2	・公募要領 2 事業スキーム ・別添業務内容 2 業務内容 項目 1 公募要領「2 事業スキーム」に記載のスキーム図と、別添資料「ガス警報器緊急設置支援事業補助金に係る申請受付等業務内容について」の「2 業務内容 項目 1 ガス警報器緊急設置支援事業の概要」に記載のスキーム図及び事業フローについて、一部解釈に相違があるように見受けられます。 具体的には、執行団体からの支払いは、「申請された世帯への支払い」か、「間接補助事業者への支払い」のどちらでしょうか。	本事業においては、「ガス警報器を設置する世帯」が「間接補助事業者」となります。そのため、執行団体からの支払いは、間接補助事業者である「ガス警報器を設置する世帯（補助金を申請する世帯）」に対してとなります。
3	本事業の制度周知、申請促進及び事業運営にあたり、鳥取県 LP ガス協会様をはじめとする関係団体との連携を県としてどのように想定されているかご教示ください。 また、執行団体が事業を円滑に実施するために必要な場合、県において関係団体との調整や協力依頼、情報共有等の支援を行っていただくことは可能でしょうか。あるいは鳥取県様を通じてご担当者様をご紹介頂くことは可能でしょうか。 併せて、事業開始後に執行団体と関係団体との協議の場の設定や連絡調整を県にご支援いただける場合は、想定される内容についてご教示ください。	鳥取県 LP ガス協会をはじめとする関係団体には、本事業に係るチラシ作成に際して、内容への助言をいただくほか、ガス事業者への制度説明等にご協力いただくことを想定しています。 また、本事業の円滑な実施にあたり、執行団体がガス関係団体との調整や協力依頼、情報共有等が必要な場合は、内容に応じて県から関係団体に対し依頼・調整等を行うことは可能です。事業開始後も関係団体との調整等が必要となった場合は、同様に県にご相談ください。